

令和2年7月17日

お客様各位

三洋テクノス株式会社
ポンプ事業部

【重要】ファームド BPT 食品接触物質規制遵守状況の変更について

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。毎々格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社で取り扱っているチューブ「PharMed BPT」（ファームド BPT）について、製造元であるサンゴバン社が食品接触物質規制遵守状況を変更した、またこれから変更となる予定があることがわかりましたので、以下のようにお知らせいたします。

食品関係で当該チューブをご利用いただいているお客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、チューブの切換を含めご検討いただきますようお願い申し上げます。

今後現行以外にご提案可能なチューブ等、提供可能な情報を入手次第随時ご案内させていただく予定です。今回、このような変更があることをまずはお客様にお知らせすべくご案内させていただきましたが、弊社としても情報収集を進めながらご対応させていただいているところでございます。本件に関するご質問やチューブの選定等のご相談がありましたら、お手数ではございますが弊社営業部までご連絡いただけましたら幸いです。

敬具

記

- 1.対象製品：サンゴバン社製チューブ PharMedBPT（ファームド BPT）
- 2.関連する規制：米国 FDA、食品衛生法（日本）
- 3.その他：詳細につきましては、別紙をご参照ください。

本件に関するお問い合わせは、
三洋テクノス株式会社 ポンプ事業部 営業部
〒333-0844 埼玉県川口市上青木 5-13-25
TEL：048-262-5000 FAX：048-262-1413
メール：info-sales@sano-technos.com
までお願いいたします。

以上

～2021/02頃まで

■【FDA】

食品接触物質規制の対応外です。

(参考：<https://www.saint-gobain.co.jp/jp/ppl/press/PharMed-BPT>)

■【食品衛生法】

食品衛生法改正（ポジティブリスト）の一部改正（令和2年4月28日交付）への適合製品に含まれません。

(参考：<https://www.saint-gobain.co.jp/jp/node/4089>)

→食品衛生法においては、改正法施行日より前に製造等されている器具・容器包装と同様のものは、経過措置期間（5年）はポジティブリスト適合とみなされます。経過措置終了は令和7年5月31日です。

(参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000635338.pdf>)

しかし、サンゴバン社より2021年（令和3年）に原材料変更が予定されています。（詳細は下記）

2021/02頃～

■【FDA】

すでに食品接触物質の対応外です。

■【食品衛生法】

サンゴバン社の発表によると、2021年2月28日以降を変更実施日とし、PharMedBPTの原材料が変更されます。原材料が変更されると、上記食品衛生法の「改正法施行日より前に製造等されている器具・容器包装と同様のもの」ではなくなるため、原材料変更後に製造された製品は経過措置終了を待たず、ポジティブリスト適合品ではなくなります。（参考：<https://www.saint-gobain.co.jp/jp/node/4051>）

したがって、現在PharMedBPTを食品用途でお使いいただいているお客様には、他チューブへの切替を願います。現在弊社で販売可能なチューブのうち、食品関連規制に対応したチューブとしては

- ・高強度シリコーン
- ・タイゴン（旧・ノルプレン）A-60-F ※

がございます。

※タイゴンA-60-Fは通常在庫品ではなく、販売可能なサイズも限られているため、ご使用のポンプ等に対応できない場合がございます。詳しくはご相談ください。

また、上記以外のチューブでもご対応可能な場合もあります。

なお、2021年に予定されているPharMedBPTの原材料変更は、配合油が現行よりも清浄度の高いものに置き換わり、配合油の安定供給や抗酸化特性が向上するなどの目的で実施されるということです。食品用途以外でご利用いただいているお客様に関しましては、今後も継続してご利用いただければと思います。

以上